

静岡県訓令甲第2号

本 庁
出先機関
教育委員会
警察本部

静岡県公舎管理規程（昭和31年静岡県訓令甲第22号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(公舎の管理者)</p> <p>第2条 公舎は、次に掲げる者（以下「管理者」という。）が管理し、総括事務は経営管理部長がこれを行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育委員会所属の公舎にあつては、<u>教育委員会事務局福利課長</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(貸付料)</p> <p>第14条 公舎（無料公舎を除く。以下この条及び次条において同じ。）の貸付料は月額とし、別に定める貸付料の基準に基づいて管理者が決定する。ただし、新たな公舎の設置に当たってその公舎の貸付料を決定する場合は、管理者は、<u>管財課長</u>と協議しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(公舎の管理者)</p> <p>第2条 公舎は、次に掲げる者（以下「管理者」という。）が管理し、総括事務は経営管理部長がこれを行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育委員会所属の公舎にあつては、<u>教育委員会事務局教育施設課長</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(貸付料)</p> <p>第14条 公舎（無料公舎を除く。以下この条及び次条において同じ。）の貸付料は月額とし、別に定める貸付料の基準に基づいて管理者が決定する。ただし、新たな公舎の設置に当たってその公舎の貸付料を決定する場合は、管理者は、<u>資産経営課長</u>と協議しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和2年4月1日から施行する。